

規制の事前評価書

法令（案）の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法部分）
規制の名称	特別国際種事業者の登録
規制の区分	新設・改正（拡充・ <u>緩和</u> ）・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	環境省自然環境局野生生物課（課長：堀上勝） 経済産業省製造産業局生活製品課（課長：杉山真）
評価実施時期	平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

（1）規制の目的

特別国際種事業者の登録制度（※）は、特別特定器官等（象牙製品等）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行う者を適切に管理するために設けられているもの。この特別国際種事業者の登録の欠格事由として、いくつかの要件を設けているが、そのうちのひとつとして、欠格条項に該当する法定代理人がその地位を悪用し実質的に自ら事業を行う自体を防ぐために、「成年被後見人及び被保佐人であって、その法定代理人が他の欠格事由（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと等）に該当するもの」を欠格事由としたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が続くこととなる。

（※）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）により新設された制度であり、平成30年6月1日から施行予定。

（2）法改正の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、特別国際種事業者の登録制度自体は見直さないものの、欠格事由から、成年被後見人又は被保佐人であって、その法定代理人が他の欠格事由に該当するものを削除する。

(3) 法改正の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、特別国際種事業者の登録制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。

2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の権利が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

3 規制の費用・効果（便益）

(1) 費用

① 遵守費用

<本対策案>

特段発生しない。

<代替案>

—

② 行政費用

<本対策案>

特段発生しない。

<代替案>

—

③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案>

欠格事由を削除することに伴い、欠格条項に該当する法定代理人がその地位を濫用し、実質的に自ら事業を行う事態が想定される。この点、後見人・保佐人については、民法上、その者の職業及び経歴等も含めた一切の事情を考慮した上で家庭裁判所の職権により選任され、家庭裁判所等は、いつでも報告・財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができ、不正な行為や著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、親族・検察官等の請求により又は職権でこれを解任することができることとされている。このため、このような家庭裁判所による監督権により、欠格条項に該当する法定代理人による地位の濫用を防止することが考えられる。また、これに加え、後見人等に関する行政指導や登録の条件を付する等の措置により、旧欠格条項の趣旨は担保できると考えられるため、特段の影響は想定されない。

<代替案>

—

(2) 効果（便益）

<本対策案>

当該規制において、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人又は被保佐人であってその法定代理人が他の欠格事由に該当するものであるということを理由として当該成年被後見人又は被保佐人が排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

<代替案>

—

4 政策評価の結果（費用と効果（便益）との関係等）

本改正案においては、特段遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人又は被保佐人であってその法定代理人が他の欠格事由に該当するものを特別国際種事業者の登録から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消）は非常に大きいと考えられる。

5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

(1) 事後評価の実施時期

—

(2) 事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等

—